

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について

建 管 ー 7 1 1

平成16年6月1日

次の建設工事に係る入札を条件付き一般競争入札により実施する場合の「入札参加資格要件」と指名競争入札により実施する場合の「指名標準」については、以下のとおりとする。

1. 建築物を除く鋼構造物塗装工事

(1) 予定価格1,000万円以上

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の一般塗装工事A級に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（塗装工事業）の許可を受けていること。
- ②鋼橋塗装作業の塗装技能士を有すること。
- ③建設業法第3条に規定する営業所（以下「営業所」という。）のうち、主たる営業所を秋田県内に有すること。
- ④1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(2) 予定価格500万円以上1,000万円未満

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の一般塗装工事A級に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（塗装工事業）の許可を受けていること。
- ②営業所のうち、主たる営業所を秋田県内に有すること。
- ③1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(3) 予定価格500万円未満

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の一般塗装工事に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（塗装工事業）の許可を受けていること。
- ②営業所のうち、主たる営業所をブロック内に有すること。
- ③1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（仕上げ）又は塗装工事業にかかる建設業の営業所専任技術者となり得る1級技能士の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

2. 法面工事

- (1) 予定価格4,000万円以上（2者（予定価格1億円以上は3者）による共同企業体）

工種、工法に関わらず共通な扱いとして以下による。

(代表者の要件)

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の法面工事A級に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業（とび・土工工事業）の許可を受けていること。
- ②営業所を秋田県内に有すること。
- ③過去に元請として同種工事（規模や工法は問わない。）を施工した実績を有すること。
なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ④1級土木施工管理技士の資格を有する者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。

(その他の構成員の要件)

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の法面工事A級に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（とび・土工工事業）の許可を受けていること。
- ②営業所のうち、主たる営業所を秋田県内に有すること。
- ③1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

- (2) 予定価格4,000万円未満

1) 種子吹付け工事、厚層基材吹付け工事及び落石防護網工事

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の法面工事A級に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（とび・土工工事業）の許可を受けていること。
- ②営業所のうち、主たる営業所を秋田県内に有すること。
- ③過去に元請として同種工事（規模や工法は問わない。）を施工した実績を有すること。
なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ④1級土木施工管理技士または2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

2) 1) 以外の法面工事

- ①秋田県建設業者等級格付名簿の法面工事A級に登載され、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業（とび・土工工事業）の許可を受けていること。
- ②営業所のうち、主たる営業所を秋田県内に有すること。又は準県内業者（営業所のうち、主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、当該従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内

居住者であるものをいう。) であること。

- ③過去に元請として同種工事（規模や工法は問わない。）を施工した実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ④1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者として本工事に専任で配置できること。

3. 鋼橋工事

- (1) 予定価格2億円以上の工事

JVを基本とする。

- (2) 予定価格2億円未満の工事

- ①鈹桁、箱桁（曲線桁を除く。）

鋼橋工事の元請の実績があり、営業所のうち、主たる営業所を県内に有するもの。

- ②上記以外の工事

自社による詳細設計及び元請として同種工事の施工実績あり
営業所を東北6県に有すること。

4. 舗装工事

- (1) 予定価格1億5,000万円以上の工事

JVを基本とする。

- (2) 予定価格1億円以上1億5,000万円未満の工事

全県1区での条件付き一般競争入札とする。

- (3) 予定価格3,000万円以上1億円未満の工事

ブロック（県北、中央、県南）での条件付き一般競争入札とする。

- (4) 予定価格3,000万円未満の工事

競争性が確保できる業者数とする。

(平成18年9月8日建管－1187 一部改正 (平成18年9月20日から施行))

(平成19年3月29日建管－2423 一部改正 (平成19年4月1日から施行))

(平成20年3月27日建管－2567 一部改正 (平成20年4月1日から施行))

(平成21年4月28日建管－318 一部改正 (平成21年5月1日から施行))

(平成27年7月3日建政－591 一部改正 (平成27年7月14日から施行))

(平成28年6月30日建政－530 一部改正 (平成28年7月15日から施行))

(令和5年3月23日建政－2342 一部改正 (令和5年4月1日から施行))

改正後の規定は、令和5年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。